お知らせ

いの町福祉タクシー・ガソリンチケットについて

町では、障害のある人の社会参加を促進し、活動範囲を広めることを目的とした福祉タクシー・ガソリンチケット交付事業を実施しています。

平成29年度分の福祉タクシー・ガソリンチケットは4月3日(月)から交付しますので（土、日、祝日を除く。）、対象になる方は申請手続きを行なってください。

※代理の方でも結構です。

▼対象者

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅で生活をする方

⑴身体障害者手帳の交付を受けており、

①視覚障害及び下肢障害もしくは体幹障害の障害等級が1級から3級の方

②上肢障害及び内部障害の障害等級が1級の方

※複数障害がある場合は個別の等級で見ます。

⑵療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA1、A2の方

⑶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方

▼金額と枚数

年間15,000円（1枚500円　計30枚）

※また、年度途中で新たに当制度の対象となった方については、対象となった月に応じて次の枚数を交付します。

◇4～6月／30枚（15,000円）

◇7～9月／24枚（12,000円）

◇10～12月／18枚（9,000円）

◇1～3月／12枚（6,000円）

▼交付場所

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

各総合支所住民福祉課

町民課

各出張所

▼手続きに必要なもの

該当する障害者手帳、印鑑

▼注意事項

・交付を受けられるのは、タクシーチケットかガソリンチケットのどちらか一方です。

・ガソリンチケットは、本人名義及び同一生計者名義の自家用自動車などを介護者が当該対象者の移動手段として使用する場合も対象となります。

・チケットを紛失した場合は、再交付はできませんのでなくさないようにしてください。

・在宅の方のみ対象です。（施設に入所している、病院に入院しているなどの場合は対象外）

■問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2114

お知らせ

高齢者への生活状況確認サービスを実施しています

町内に住所を有する65歳以上の独居高齢者の方、もしくは75歳以上の高齢者世帯で介護保険の介護認定を受けていない方（認定を受けていてもサービスを利用してない方）を対象に、郵便事業㈱四国支社に委託して、日々の健康状態や生活状況を訪問にて確認する見守り業務を実施しています。

委託先の郵便事業㈱四国支社の外務員（郵便配達員など）が、世帯当たり月1回上記の対象者の方のご自宅を訪問し、生活状況を聞き取り、記録表を作成し、その結果をほけん福祉課に報告します。訪問時に応答が無く新聞受けに新聞がたまっていたり、聞き取り時に健康状態が良くないなどの異変に外務員が気付いたときは、その連絡を受けたほけん福祉課が訪問などによって状況を確認し、必要に応じて適切な機関につなぐなどの対応をいたします。

サービスを利用するためには事前に申請が必要ですので、下記へご連絡ください。

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎893-3810

お知らせ

介護保険の被保険者の皆さんへ

第三者行為（交通事故など）で介護サービスを受けるとき、介護保険の被保険者の方は、それによって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、町が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故などの第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

交通事故などにより要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、ほけん福祉課の窓口へ届出をお願いします。

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎893-3810

お知らせ

在宅介護者への支援について

町では、在宅（住民票及び居住が町内である）で高齢者などを介護している方を支援しています。

▼紙オムツチケットの支給

対象者／介護保険法の規定に基づく要介護認定において要介護2以上で在宅生活を3ヶ月以上継続しており、常時紙オムツを必要としている方